

委 託 ~~設 計 書~~ ・ 仕 様 書

令和 7 年度

委託名称：市立川越高等学校
自家用電気工作物保守管理業務委託

委託場所：川越市旭町2丁目3番地7

設計額：（月額） 円 積算原価：（月額） 円

委 託 の 大 要	自家用電気工作物の機能を完全に維持し、常に最良な状態に保ち、かつ建物の安全性を確保する。

[illegible]

市立川越高等学校
自家用電気工作物保守管理業務委託仕様書

1. 目的

この仕様書は、自家用電気工作物の機能を常に最良な状態に保ち、かつ建物の安全性を確保するための基本的な事項を定めたものである。

2. 委託対象施設

- ・名 称 市立川越高等学校
- ・場 所 川越市旭町2丁目3番地7
- ・施設の内容 最大電力 高圧 1375kVA

3. 委託期間

令和7年11月 1日 から 令和8年 9月30日 まで（11箇月）
（地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約）

4. 支払方法

月払い

5. 見積書記載事項

見積書に記載する金額については、消費税及び地方消費税を含まない金額とし、かつ、月額を記載してください。

6. 点検回数

- ・月次点検 毎月1回
- ・年次点検 1回（令和8年3月頃を予定）
- ・臨時点検 必要の都度

7. 委託内容

受注者は、自家用電気工作物の保守点検を次により行う。

- (1) 点検及び試験の結果、異常を発見したとき、若しくは経済産業省令で定める技術基準又は電気用品取締法の規定に適合しない事項があったときは、必要な指示又は助言を行う。
- (2) 電気事故その他電気工作物に異常が発生し、又は発生する恐れがあるとの連絡を受けたときは、速やかに検査員を派遣し、適切な処置をとるとともに、事故原因等の調査に協力し、電気事業法第106条の規定に基づく電気事故報告書の作成及び手続きの指導を行う。
- (3) 電気事業法107条第2項に規定する立入り検査の際に検査員を派遣する。

8. 業務実施前の打合せ

受注者は、業務の実施にあたり、発注者と十分な打合せの上、その指示に従い実施すること。

9. 服装

業務に従事する者は、受注者制定の衣服を着用し、胸にはネームプレートを付けること。

10. 業務従事者名簿

点検等を行う者は、法で定める資格を有する者を責任者とし、その旨を記した業務従事者名簿を提出すること。又、責任者等を変更したときも同様とする。学校施設の保安上の理由により、提出を求めるものである。

11. 業務実施計画書

受注者は、作業計画を業務実施計画書に記入し確認を受けること。

12. 業務実施報告書

点検作業終了時に、委託業務実施報告書及び点検結果報告書等を提出すること。

13. 諸官庁への届出

受注者は、関係官庁に対する必要な一切の諸手続きを、発注者の承認を得て代行すること。

14. 負担区分

- (1) 点検に要する消耗品等は、受注者の負担とする。
- (2) 点検により交換部品等が発生した場合は、軽微な修理については受注者の負担とし、その他については発注者と協議のうえ、発注者の負担を原則とする。
- (3) 関係官庁に対する届出に関する費用については、受注者の負担とする。
- (4) 経費の負担について疑義が生じた場合は、双方協議し決定する。

15. その他

- (1) 受注者は、業務を遂行するに当たり、建物、設備、機器等に損傷を与えないよう十分に注意し、万一損傷の場合は、発注者側の責に帰する場合を除きその賠償の責を負うものとする。
- (2) この入札は、地方自治法第234条の3に基づく「川越市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」に規定する長期継続契約に該当するものであり、当該入札執行後の契約については「翌年度以降の歳出予算の金額について減額又は削除があった場合には、当該契約は解除する

ことができる。」旨及び損害賠償に関する事項を契約書に記載する。

- (3) この契約の締結後に、消費税法（昭和63年法律第108号）等の改正により、消費税額等の額に変動が生じた場合は、発注者は、この契約を何ら変更することなく契約金額に相当する消費税額等を加減して支払うものとする。ただし、税法上経過措置の対象となる場合には、経過措置が優先して適用される。
- (4) 本業務の一部を第三者に再委託する場合は、再委託する業務内容、再委託先の名称、再委託が必要な理由を明記の上、事前に書面にて提出し、川越市の承諾を得る必要がある。
- (5) この仕様書は、委託業務の大要を示すものであるから、受注者は現場の状況に応じ、ここに記載されていない細部の事項についても誠意をもって行うこと。
- (6) この仕様書に関し疑義が生じたとき、またはこの仕様書に定めのない事項については、その都度発注者、受注者協議の上定めるものとする。

点検、測定及び手入れ基準

対 象	項 目	定期巡視点検手入れ	測 定
受電設備	断路器	受けと刃の接触、過熱、ゆるみ、荒れ具合。 フレ止め装置の機能。	絶縁抵抗測定
	遮断機	各部の損傷、腐食、過熱、油量、発錆、変形、ゆるみ、操作具合、機構点検、付属装置の状態、油の汚れ。 必要により、動作特性調査、接地線接続部点検。	絶縁抵抗測定 接地抵抗測定 絶縁油耐压試験
	母線	母線の高さ、たるみ、他物との離隔距離、腐食、損傷、過熱。 接続部分、クラブ類の腐食、損傷、過熱、ゆるみ。 がいし類、支持物の腐食、損傷、変形、ゆるみ。	絶縁抵抗測定
	受電用変圧器	各部の損傷、腐食、発錆、ゆるみ、汚損、油量、接地線接続部点検。	絶縁抵抗測定 接地抵抗測定 絶縁油耐压試験
	計器用変圧器	各部の損傷、腐食、接触、発錆、ゆるみ、変形、亀裂、汚損、ヒューズの異常、接地線接続部点検。	絶縁抵抗測定 接地抵抗測定
	避雷器	外部の損傷、亀裂、ゆるみ、汚損、コンパウンドの異常。 接地線接続部点検。	絶縁抵抗測定 接地抵抗測定
	配電盤	裏面配線のじんあい、汚損、損傷、過熱、ゆるみ、断線。 接地線接続部点検	絶縁抵抗測定 接地抵抗測定 保護継電機の動作特性 計器校正 シーケンス試験
	電力用コンデンサ	外部の損傷、腐食	絶縁抵抗測定
	蓄電池	木台、がいしの腐食、損傷、耐酸塗料のはくり、床面の腐食損傷。	比重測定 液温測定 各電池の電圧測定

		充電装置の動作状況	
配電設備	断路器、遮断機、 開閉器類	停止しないで損傷、変形、腐食、油量、発錆、ゆるみ、過熱、その他受電設備用と同じ。	受電設備用と同じ
	配電用変圧器		受電設備用と同じ
	配線及び支持物	電柱、木、碍子、支線、支柱、保護網などの損傷腐食。 電線取付け状態。	絶縁抵抗測定
	ケーブル		絶縁抵抗測定